

「(仮称) 肥薩風力発電事業環境影響評価準備書」について の熊本県知事意見

環境影響評価書の作成及び事業の実施に当たっては、次の事項について十分に勘案すること。

[全体事項]

- (1) 対象事業実施区域周辺には複数の風力発電事業の計画があることから、本事業との累積的な影響が懸念される事業については、当該事業の事業者との積極的な情報共有に努め、情報が得られた場合には以下の点について検討すること。
- ① 騒音、動物（鳥類）等累積的な影響が懸念される評価項目について、再度予測及び評価を行う必要がないか検討すること。
 - ② 累積的な影響が懸念される評価項目に係る事後調査について、調査時期、回数及び地点を追加する必要がないか検討すること。
- (2) 事業実施に当たっては、関係市町村の環境関係条例の趣旨及び事業者の責務等を踏まえ対応するとともに、自然環境、生活環境、健康影響及び生態系等に関する情報については、地域住民や人吉市、球磨村に対し、積極的に情報公開や説明を行い、地域住民や関係市町村の理解を得るよう努めること。
- (3) 対象事業実施区域は、人による観察等が困難であるため、鳥類等の事後調査にあたっては、カメラを設置する等の手法を検討すること。

[大気環境]

〈騒音〉

- (1) 工事用車両の走行に伴う騒音の予測結果に係る評価にあたっては、環境基準及び準用された基準を適用しているが、地点によっては現況の騒音レベルが低い地域がある。現況の騒音レベルを踏まえた追加の環境保全対策を検討すること。
- また、工事車両が走行する旨を地元住民に周知するなど、コミュニケーションを図ること。

[水環境]

〈水象〉

- (1) 沈砂池の容量、位置及び構造並びに排出方向及び排出方法の決定にあたっては、通常の降雨に加え、100mm/h を超える強い雨も考慮するなど、災害に強い事業となるよう配慮すること。

〈地下水〉

- (1) 事業による地下水かん養量の影響について、改変面積や浸透量の変化等を基に予測及び評価を検討すること。

[動物・植物・生態系]

(1) 動植物への影響の予測、評価について、改変区域内に生息又は生育する割合が低いため影響は小さい等と評価されているが、その影響の程度や評価の根拠について、数値で示す等可能な限り具体的かつ客観的な評価を行うこと。

〈動物〉

(1) 鳥類の渡りは、ルート、高度、日程のばらつきがあり、県内では一日当たり 1500 羽以上の渡りが確認された例もある。

そのことを踏まえ、バードストライク及びバットストライクに係る事後調査について、頻度及び期間を追加する必要がないか検討すること。

また、事後調査において、バードストライク又はバットストライクの発生が確認される等、重要な動物に対し重大な影響が認められた場合には、専門家等の助言を踏まえ、追加の調査及び環境保全措置の実施について検討すること。

(2) 対象事業実施区域及びその周辺はクマタカの生息密度が高く、風力発電機の設置による衝突の懸念もあるため、事前に可能な限りの環境保全措置を検討すること。